

シリーズ「介護」③

自宅退院に向けての
リハビリテーションの役割

国立病院機構和歌山病院

リハビリテーション科作業療法士 蘭畑勇祐

最近「介護」という言葉が、残念ながら身体機能

葉を、テレビや新聞等でよく耳にすると思えます。「自宅で本当に暮らしていいのかな」「老夫婦で暮らしているのが負担が大きい」など介護に関する悩みや問題は様々ですが、一方で「何とかして住み慣れた自宅へ帰りたい、あるいは連れて帰りたい」という希望が多いことも事実です。

病気や怪我で入院すると、これまで行っていた生活動作が困難になる場合があります。「自宅へ」という希望に添えるために、入院先の病院でリハビリテーションを受けることができます。リハビリテーション開始時には、理学療法士や作業療法士といったリハビリテーション専門職が身体機能や動作の評価を行い、患者様に適切な計画を作成し、機能訓練や動作練習を行います。入院中のリハビリテーションを継続し身体機能が回復した結果、できなくなっていた動作ができるようになる問題は少ないのです。

よう、介護保険制度が導入されています。介護保険を利用するためには、各市町村の介護保険窓口に申請し審査を受ける必要がありますが、最近では介護保険に関する相談窓口が設置されている病院も多く、入院中から在宅に向けた支援を受けることができます。

が、残念ながら身体機能の回復が見込めない場合には、適切な福祉用具を使用してできない動作ができるようになるか検討します。具体的な福祉用具の例を挙げますと、トイレまでの移動が困難な場合に使用するポータブルトイレ、立ち上がりやすいするための高さ調節式シャワーチェア、箸やスプーンの使用が難しい場合のホルダー付スプーン、衣服のボタンを留めやすくするボタンエイド、歩行を安定させる杖などの歩行補助具などがあります。このような福祉用具を適切に使用し練習することで、できなくなった動作ができるようになることもあり、家族の負担を減らすことができます。福祉用具を使用しても動作が不十分な場合、必要に応じて家族の方に介助方法を指導し、福祉用具の力と家族の協力のもと、できない動作をできるようにして自宅退院を目指します。

退院後の自宅での介護は社会全体で支援できる

介護保険では、自宅での居宅サービスや、自宅から事業所へ通う通所サービスがあります。居宅サービスでは看護、介護、訪問リハビリテーションの中から必要なものを選ぶことができ、訪問リハビリテーションを利用することで、入院中のリハビリテーションでは練習できなかった実際の生活環境での指導や練習を受けることができます。通所サービスでは、外出の機会も増えることで積極的な社会参加につながり、認知症の予防にもなります。また通所先のリハビリテーションで身体機能を維持できるといった利点があります。

さらに介護保険では、福祉用具の貸与や販売、住宅改修などのサービスを受けることができます。このように入院中から自宅退院に向けてのリハビリテーションを受け、退院後は様々な支援を上手に利用することで、長年住み慣れた自宅での生活が可能となります。